	右
平	の
成	議
Ξ	案
+	を
年	提
=	出
月	す
=	る
+	0
日	

江 戸 Ш X 後 期 高 낡 者 医 療 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

例

提 出 者 江 戸 JI| X 툱

多

田

正

見

第 項 め 第 を 項 第 の _ る 五 五 加 第 五 江 第 第 第 四 + 項 え + Ξ 部 戸 れ 頂 康 を に 号 た の 保 法 五 \neg 五 条 条 Ш 江 条 を _ 戸 第 玉 規 険 第 条 条 中 中 次 \overline{X} お 同 病 \equiv 民 定 法 五 第 L١ 条 院 の _ の 後 Ш の _ _ _ + 項 健 の て 第 下 等 の \overline{X} ょ 期 \overline{X} _ 準 四 に 第 う 中 康 適 昭 五 項 各 高 後 $\overline{}$ = 号 _ 保 用 和 条 第 用 号 \neg 法 に 낡 期 を _ \equiv 中 第 \overline{X} 険 を の す 項 _ 改 者 高 $\overline{}$ + _ 号 受 る 五 に 長 **ത** \neg 法 を 江 正 医 낡 _ が 被 け Ξ 第 場 第 第 + お 削 戸 す 療 者 _ 保 年 — 合 五 五 五 11 IJ Ш る に 医 に \overline{X} 険 改 + + 条 て 関 を こ 法 頂 を 療 に _ 準 者 れ 律 含 五 五 第 す の め 同 む 条 条 江 で 5 第 規 _ 用 条 以 る 関 戸 あ の 百 定 同 第 の 項 す 第 下 条 す _ つ Ш 規 九 条 る 例 る の _ に + に 場 号 条 \overline{X} た 定 適 頂 第 \overline{X} $\overline{}$ _ 中 亚 長 も に 次 改 例 用 を 第 合 = **ത** 号 を **ത** 加 頂 め を _ لح 成 ょ ഗ 以 $\overline{}$ _ 1) 受 に 含 え 号 第 61 _ 下 + \overline{X} 第 け 号 お う 部 同 む 五 + に 条 年 _ 百 る を を \neg の L١ + $\overline{}$ $\overline{\times}$ 住 被 加 行 下 て 第 五 $\overline{}$ 改 長 所 六 保 え つ に 準 \equiv _ 条 _ 正 月 ᆫ 条 す を 険 る \neg 号 江 た 用 を 第 に ح 者 す 中 戸 る 有 の 同 加 改 $\overline{}$ L١ す 号 法 条 で る \neg え 項 め Ш _ う _ る 第 あ 第 場 第 る \overline{X} 例

付

則

第

 \equiv

条

を

削

IJ

`

付

則

第

兀

条

を

付

則

第

Ξ

条

لح

す

る

- 2 -

を

 \neg

行

つ

た

法

五

+

五

条

ഗ

合

を

含

む

五

+

五

条

第

_

病

院

等

同

の

下

に

法

条

例

第

号

も

の

لح

み

な

さ

が

ᆫ

に

改

頂

及

び

第

つ

て

玉

民

健

の 後 対 期 高 象 낡 高 ح 龄 者 な 者 の る 医 医 者 療 療 を 制 の 確 追 度 に 保 加 す に お る 関 い す 必 て 要 保 る が 法 険 あ 料 律 る を $\overline{}$ の 徴 昭 収 和 で す 五 + 本 ベ 案 き 七 を 被 年 提 保 法 出 険 律 11 者 第 た に 八 + し 号 ま 新 す $\overline{}$ た に の 住 改 所 正 地 に 特 伴 例 い

 $\overline{}$

説

明

の 条 例 は ` 平 成 Ξ + 年 兀 月 _ 日 か 5 施 行 す る

こ

付

則